

プレスリリース 令和7年12月10日(水)



島根県農林水産部

水産課

担当者名 石橋、白石

TEL 0852-22-5313

沿岸漁業振興課

担当者名 福田、土江

TEL 0852-22-5314

誰か、
たからもの、
誰か、
誰か、

小型するめいか釣り漁業の採捕停止命令に伴う 相談窓口の設置について

島根県では、令和7年10月31日に発出された小型するめいか釣り漁業に対する採捕停止命令に関して、小型するめいか釣り漁業者に対する相談窓口を設置しました。

また、採捕停止による影響を緩和するため、採捕停止命令を受けた漁業者を対象に新たに無利子の融資制度の創設を検討しております。

記

1 相談窓口の設置

島根県庁

水産課 資源係

TEL 0852-22-5313

沿岸漁業振興課

沿岸漁業企画係

TEL 0852-22-5314

ホームページ

水産課

<https://www.pref.shimane.lg.jp/suisan/>

沿岸漁業振興課

https://www.pref.shimane.lg.jp/engan_gyogyo/

2 特別融資について

採捕停止命令の影響を受ける漁業者を対象に融資制度（運転資金）の創設を検討中です。
詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

島根創生計画[第2期]

I 活力ある産業をつくる
1 魅力ある農林水産業づくり
(3) 水産業の振興 (p.21)

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和7年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr7/r7gaiyou.data/shinkikakujuR7.pdf>

(島根創生計画[第2期])

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

